

長崎県公立大学法人予算規程

〔平成 17 年 4 月 1 日
規 程 第 18 号〕

改正 平成 19 年 5 月 15 日規程第 11 号
改正 令和 5 年 12 月 11 日規程第 32 号

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人会計規則（平成 17 年規則第 7 号。以下「会計規則」という。）第 12 条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における予算の適正な編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 予算の手続その他必要な事項については、法令及び諸規程に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 予算の編成

(予算編成方針)

第 2 条 理事長は、予算の編成に当たっては、毎事業年度の予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を作成し、長崎県公立大学法人経営協議会（以下「経営協議会」という。）において審議し、長崎県公立大学法人理事会（以下「理事会」という。）の議を経て決定する。

一部改正 [平成 19 年規程第 11 号、令和 5 年規程第 32 号]

(予算の編成)

第 3 条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、予算管理単位の中期計画の実施に必要な予算案を作成し、法人事務局の予算責任者が取りまとめて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、各予算管理単位から提出された予算案を調整し、法人の予算案を作成する。

3 理事長は、法人の予算案を毎事業年度の開始前に経営協議会において審議し、理事会の議を経て決定する。

一部改正 [平成 19 年規程第 11 号、令和 5 年規程第 32 号]

(予算の配分)

第 4 条 理事長は、法人の予算が決定後すみやかに各予算管理単位へ配分するものとする。ただし、追加の予算措置に備えるため予算の一部を留保しておくことができる。

2 理事長は、各予算管理単位の運営状況に応じて、毎事業年度の予算の業務費等の目的区分を超えない範囲で、前項に規定する予算管理単位間の配分を変更することができる。

3 理事長は、既に配分した予算であっても、やむを得ない事由が生じた場合は、当該予算について執行を留保することができる。

全部改正 [平成 19 年規程第 11 号、令和 5 年規程第 32 号]

第3章 予算の執行

(収入予算の確保)

第5条 予算責任者は、収入予算に定める収入額の確保に努めなければならない。

一部改正 [平成19年規程第11号]

(支出予算の執行)

第6条 予算責任者は、配分された予算に基づき、支出予算を執行しなければならない。

2 予算責任者は、予算執行に関し予算差引簿等によって常に予算の執行状況を明らかにしなければならない。

一部改正 [平成19年規程第11号]

第4章 予算の変更

(予算の補正)

第7条 理事長は、法人の運営状況を勘案し必要があると認めるときは、経営協議会において審議し、理事会の議を経て、予算を補正することができる。

一部改正 [平成19年規程第11号、令和5年規程第32号]

(予算の振替)

第8条 予算責任者は、毎事業年度の予算の業務費等の目的区分を超えて予算を執行する必要が生じたときは、予算の振替について理事長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由により、事前に前項の承認を得ることが困難な場合は、振替後速やかに追認を得るものとする。
3 予算責任者は、予算管理単位内における毎事業年度の予算の業務費等の目的区分の変更を伴わない軽微な変更については、予算を振替ることができる。

全部改正 [平成19年規程第11号、令和5年規程第32号]

第5章 予算の繰越し

(予算の繰越し)

第9条 会計規則第11条に規定する予算を繰り越すことができる場合とは、次のとおりとする。

(1) 法人の責によらない理由により事業年度終了時に検収が行われていない場合
(2) 他の法令等により認められている場合
(3) その他特に理事長が認める場合
2 予算責任者は、翌年度に繰越しをする必要があると認められる予算があるときは、当該事業年度末までに理事長の承認を得なければならない。
3 理事長は、前項の承認を行ったときは、次の理事会及び経営協議会においてこれを報告しなければならない。

一部改正 [平成19年規程第11号]

第6章 雜則

(雑則)

第10条 この規程のほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成19年規程第11号]

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 15 日規程第 11 号）

この規程は、平成 19 年 5 月 15 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 12 月 11 日規程第 32 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。